大阪府知事 様

住 所 氏名又は名称 代表者氏名

令和 年度万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業における補助金交付申請書

下記により令和 年度万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業における補助金の交付を受けたいので、大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪次第府規則第85号)第4条及び万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業交付要綱第5条の規定に基づき、申請します。

記

- 1. 導入バス等 別紙①~④のとおり
- 2. 補助対象経費 金 円
- 3. 補助金交付申請額 金 円(千円未満切り捨て)
- 4. 添付書類
 - ア. 交付決定通知書(国事業 I、国事業 II 又は国事業 III) の写し ※申請時において国事業の交付決定を受けていない場合は、申請内容が分かる書類(補助金交付申請書等) の写しを添付し、決定後速やかに本府あて提出すること。
 - イ、法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書(発行日から3か月以内もの)
 - ウ. 税務署発行の納税証明書「その3の3」(法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(発行日から3か月以内のもの))及び大阪府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金のないこと」の証明書(発行日から3か月以内のもの)
 - エ. その他参考となる書類(知事が別に指示する書類等)

連絡先	(担当者名)	(電 話)	(FAX)	
送付先	(郵便番号)		
住所				

(注) 1. 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。 また、住所を変更した際は速やかに大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課に連絡すること。

電気バス又は燃料電池バス

補助対象バスを導入する者(補助金を受ける者)の 氏名又は名称及び住所	氏名又は名称: 住所:
使用の本拠の位置	
使用者(借受人)の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称: 住所:
導入バス (改造による導入にあっては使用過程車)	種別: 車名: 型式:
事業完了(予定)日 ※導入バスの新車新規登録日、電気バス又は燃料電池バスへの改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は電気バス用充電設備を設置した日のいずれか遅い日を記入	年 月 日
補助対象経費	円 (円/台)
国事業 (国事業 I 、Ⅲ、Ⅲ) の交付決定額	円 円/台)
台 数	台
補助金交付申請額 (千円未満切り捨て)	円

- (注) 1. 補助対象となる導入バスごとに 1 枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあっては、それらを 1 枚にまとめることができる。
 - 2. 補助金に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。
 - 3. 導入バスの種別は、電気バス (新規)、電気バス (改造)、燃料電池バスの別を記入する。
 - 4. 国事業 (国事業 I 、 II 、 III) の交付決定額は、当該交付決定前の場合は補助金交付申請額を記入する。
 - 5. 自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付す こと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

電気バス用充電設備等

補助対象設備を導入する者(補助金を受ける者)の 氏名又は名称及び住所	氏名又は名称: 住所:
設置等場所	
借受人の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称: 住所:
導入設備等 □電気バス用充電設備 □電気バス用外部給電器 ※該当するものをチェックすること。	名称又は型式:
事業完了(予定)日 ※導入バスの新車新規登録日、電気バス又は燃料電池バスへ の改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日 又は電気バス用充電設備を設置した日のいずれか遅い日を 記入	年 月 日
導 入 数	基(個)
補助対象経費(本体等価格)①	円 (円/基(個))
補助対象経費(工事費)②	円 (円/基)
国事業 (国事業 I 、II) の交付決定額 (本体等価格) ①'	円 (円/基(個))
国事業 (国事業 I 、II) の交付決定額 (工事費) ②' (上限額を超える場合は上限額)	円 (円/基)
補助金交付申請額合計(①'+②') (千円未満切り捨て)	円

- (注) 1. 補助対象となる電気バス用充電設備等(本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む)ごとに 1 枚ず つ作成すること。ただし、同一の電気バス用充電設備等を複数導入する場合(設置場所が異なるものは除く)にあっては、それらを 1 枚にまとめることができる。
 - 2. 補助金に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。
 - 3. 国事業(国事業 I 、II)の交付決定額は、当該交付決定前の場合は補助金交付申請額を記入する。
 - 4. 自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 本体等価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

交付の要件(交付要綱第9条)に規定する取組内容

1. 交付の要件(交付要綱第9条)に関する取組内容

1. 人口少女厅(人口女师	17/10 /K/ (-17/1/ 0 /K/HI) 1/1
(1号関係) 2025 年日本国際博覧会 における導入バスの使 用又は提供に関する取 組み	
(2号関係) 電気バス又は燃料電池 バスであることの周知 広報及び 2025 年日本国 際博覧会開催に係る機 運醸成を図る取組み	
(3号関係) 災害等による停電時に 電力供給できる設備の 設置	
(4号関係) 導入バスの主たる運行 経路の計画	
その他	
2.事業の効果(CO₂排	出量削減効果の見込等)

要件確認申立書

大阪府知事 様

私(当団体)は、大阪府補助金交付規則(以下「規則」という。)第4条第2項第3号の規定に基づき、 ○○○補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。

記

※各項目を確認し、**はい・いいえ**のどちらかを○で囲んでください。

	申立事項	
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団 、同法第	
	2条第6号に規定する 暴力団員 、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する 暴力団密	>3.3. · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	<u>接関係者</u> である。	はい・いいえ
	※「暴力団密接関係者」については、次の2~6も確認してください。	
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもっ	141 \ 1 \ 1 \ 1 \ 4
	て、 <u>暴力団</u> 又は <u>暴力団員</u> を利用するなどしている。	はい・いいえ
3	暴力団 又は 暴力団員 に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積	はい・いいえ
	極的に <u>暴力団</u> の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	12010017
4	暴力団 又は 暴力団員 であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ
5	暴力団 又は 暴力団員 と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ
6	(事業者においては、) 次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2~5のいずれかに該当す	
	る者がいる。	
	・事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談	
	役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執	
	行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認め	
	られる者を含む。)	
	・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを	はい・いいえ
	問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者	
	・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有す	
	る者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影	
	響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務	
	を統括する者の権限を代行し得る地位にある者	
	・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	
7	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又	はい・いいえ
	はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	1000 000
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する	
	排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了	はい・いいえ
	した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。	
9	規則第2条第2号イ~ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合	
	には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力	はい・いいえ
	し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付	
	の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	

10	間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者	
	が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明し	はい・いいえ
	た場合にその旨を直ちに届出ます。	
11	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供する	141 \ 1 \ 1 \ 1 \ 2
	ことに同意する。	はい・いいえ

 $\underline{\times}$ 「1」 ~ 「8」で「はい」に「〇」を付けた場合及び「9」 ~ 「11」で「いいえ」に「〇」を付けた場合は、補助金の 支給を受けることはできません。

	年	月	日
住所(所在地)			
名称(団体名)			
氏名 (代表者)			_

暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則(以下「規則」という。)第4条第2項第3号の規定に基づき、OO 〇補助金にかかる交付申請を行うにあたり、規則第2条第第2号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

	氏名		生年月日				性別	住所 (所在地)
	か(半角)	漢字	元号	年	月	Ш		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

	年	月	日
住所(所在地)			
名称(団体名)			
氏名(代表者)			

補助事業者 様

大阪府知事

令和 年度万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業における 補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業における補助金については、大阪府補助金交付規則(昭和 45 年大阪府規則第 85 号(以下「府交付規則」という。))第5条及び万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業交付要綱(以下「交付要綱」という。)第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので、府交付規則第7条及び交付要綱第8条第1項の規定に基づき、通知します。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。

補助対象経費 金 円 補助金の額 金 円

- 2. 事業の内容及び補助対象経費の配分は、 年 月 日付けで申請のあった令和 年度万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業における補助金交付申請書の記載の とおりとする。
- 2. 事業の内容及び補助対象経費の配分は、別紙のとおりとする。
 - 3 補助金の交付条件
 - (1) 次のいずれかに該当する場合、速やかに知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合
 - イ 補助事業の内容の変更をする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、 速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (3) 大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪府規則第85号)及び万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業交付要綱に従うこと。

大阪府知事 様

住 所 氏名又は名称 代表者氏名

令和 年度万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業における 利用実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記事業について、万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業交付要綱第9条第5号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

報告対象期間	年 月 日から 年 月 日まで													
導入バスの場所	所在地	大队	京府											
(営業所・事業所)	名称													
	運行ルート													
	(図面添付)		ı	1	ı	ı	1	ı	1	1	1		ı	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度計
)	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	1 241
	運行距離													
導入バスの	(km)													
運行状況	運行日数													
	(日)													
	電費													
	(Wh/km)													
	CO2排出量													
	削減効果													
交付の要件(交														
付要綱第9条)														
に基づき実施し														
た取組内容※														
備考														
ツ族・日発子(株長夕明広)四郷のマコ井)と大小の五仏(大八五郷族の夕) 2月 カス 5 郷土 東の土皮のこと														

※第1号様式(第5条関係)別紙③に記載した交付の要件(交付要綱第9条)に関する取組内容のうち、 当該年度に実施したことを記載すること。

大阪府知事 様

住 所 氏名又は名称 代表者氏名

令和 年度万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業における 補助金交付申請取下届出書

年月日付け第号で補助金の交付決定通知のあった 令和年度万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業における補助金について、万博を 契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業交付要綱第10条の規定に基づき、同補助金の交付 申請(年月日付け)を取り下げます。

記

- 1. 補助金の額
- 2. 申請年月日
- 3. 交付の決定内容又は交付の決定に付された条件
- 4. 取り下げる理由

(担当者名)	(電話)	(FAX)
	(担当者名)	(≝赭) (電話)

大阪府知事 様

住 所 氏名又は名称 代表者氏名

令和 年度万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業に係る 事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 令和 年度万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業に係る事業について、下記の理由 によりその内容又は経費の配分を変更したいので、大阪府補助金交付規則(昭和 45 年大阪府 規則第 85 号)第 6 条及び万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業交付要綱第 11 条第 2 項の規定に基づき、申請します。

記

- 1. 変更事項及びその内容
- 2. 変更する理由
- 3. その他必要な書類
 - ア、補助金交付申請書(写)に変更する部分を上段に括弧書きしたもの
 - イ.変更内容を確認するに足りる書面(変更後の見積書の写し等)

連絡先	(担当者名)	(電 話)	(FAX)	
送付先	(郵便番号)		
住 所				

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。

また、住所を変更した際は速やかに大阪府環境農林水産部環脱炭素・エネルギー政策課に連絡すること。

大阪府知事 様

住 所 氏名又は名称 代表者氏名

令和 年度万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業における 事業中止 (廃止) 承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 令和 年度万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業に係る事業について、下記の理由 により同事業を中止(廃止)したいので、大阪府補助金交付規則(昭和 45 年大阪府規則第 85 号)第6条及び万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業交付要綱第 12 条第2項の規 定に基づき、申請します。

記

- 1. 事業を中止 (廃止) する理由
- 2. 事業を中止する期間及び再開後の完了年月日
- 3. その他必要な書類

連絡先	(担当者名)	(電 話)	(FAX)	
送付先	(郵便番号)		
住 所				

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。

また、住所を変更した際は速やかに大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課に連絡すること。

大阪府知事 様

住 所 氏名又は名称 代表者氏名

令和 年度万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業における 実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 令和 年度万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業に係る事業を完了したので、大阪 府補助金交付規則(昭和 45 年大阪府規則第 85 号)第 12 条第1項及び万博を契機としたバス 事業者の脱炭素化促進事業交付要綱第 13 条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 導入バス等 別紙のとおり

2. 補助対象経費 金 円

3. 補助金充当予定額 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 田(千円未満切り捨て)

4. 添付書類

- ア. 補助対象経費に係る請求書の写し
- イ. 補助対象経費の支払いを証する書類(添付できない場合は後日提出すること。)
- ウ. 本事業により導入したバスの自動車検査証の写し(要綱第4条第2項関係)
- エ. 主たる運行経路を確認できる書類(要綱第4条第2項関係)
- オ. 本事業により導入したバス等の写真(要綱第9条第2号及び第3号関係)
- カ. 国事業における補助金の額の確定通知書の写し(添付できない場合は後日提出すること。)
- キ. その他参考となる書類(別紙において添付することを定めている書類等)

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)	
送付先 住 所	(郵便番号)		

(注) 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課に連絡すること。

電気バス又は燃料電池バス

	第1号様式申請時	変更箇所 (第1号様式申請時と変わらない項目は 空欄とすること)
補助対象設備を導入した者(補助金を受ける者)の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称: 住所:	氏名又は名称: 住所:
使用の本拠の位置		
使用者(借受人)の氏名又は名称及び住所※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称: 住所:	氏名又は名称: 住所:
導入バス (改造による導入にあっては使用過程車)	種別: 車名: 型式:	種別: 車名: 型式:
事業完了日 ※導入バスの新車新規登録日、電気バス又は燃料電池 バスへの改造を行った使用過程車の自動車検査証の 交付を受けた日又は電気バス用充電設備等の設置が 完了した日のいずれか遅い日を記入	年 月 日	年 月 日
補助対象経費	円 (円/台)	円 (円/台)
国事業 (国事業 I、Ⅱ、Ⅲ)の確定した補助金の額 ※当該補助金の額の確定前の場合は交付決定額を 記入する。	円 円/台)	円 (円/台)
台数	台	台
補助金実績報告額(千円未満切り捨て)	円	円

- (注) 1. 補助対象となる導入バスごとに 1 枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあっては、それらを 1 枚にまとめることができる。
 - 2. 補助金に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。
 - 3. 導入バスの種別は、電気バス (新規)、電気バス (改造)、燃料電池バスの別を記入する。
 - 4. 次の資料を添付すること。(提出の場合は○を付けること。)

自動車リース事業者にあっては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書(写し)を含む	
東光がウフトキェルナル和子ファロルフ書紙 (亜郷が)かみベキフ書紙(M)	
事業が完了したことを確認するに足りる書類(要綱が確認できる書類等)	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事	
業者に運行を委託する場合等にあっては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者が運行す	
ることを確認するに足りる書類	
	I

5. 自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

電気バス用充電設備等

	第1号様式申請時		変 史 箇 所 (第1号様式申請時と変わらない項目は 空欄とすること)	
補助対象設備を導入する者(補助金を受ける者)の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称: 住所:		氏名又は名称: 住所:	
設置等場所				
借受人の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称: 住所:		氏名又は名称: 住所:	
導入設備等 □電気バス用充電設備 □電気バス用外部給電器 ※該当するものをチェックすること。	名称又は型式:		名称又は型式:	
事業完了(予定)日 ※導入バスの新車新規登録日、電気バス又は燃料電池 バスへの改造を行った使用過程車の自動車検査証の 交付を受けた日又は電気バス用充電設備等の設置が 完了した日のいずれか遅い日を記入	年	月 日	年	月 日
導 入 数		基(個)		基(個)
補助対象経費(本体等価格)①	(円 円/基(個))	(円 円/基(個))
補助対象経費(工事費)②	(円 円/基)	(円 円/基)
国事業(I又はⅡ)の確定した補助金の額①' ※当該補助金の額の確定前の場合は交付決定額を 記入する。	(円人基(個))	(円/基(個))
国事業(I又はⅡ)の確定した補助金の額②' ※当該補助金の額の確定前の場合は交付決定額を 記入する。	(円 円/基)	(円 円/基)
補助金交付申請額合計 (①+②) (千円未満切り捨て)		円		円

- (注) 1. 補助対象となる電気バス用充電設備等(本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む)ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気自動車用充電設備等を複数導入する場合(設置場所が異なるものは除く)にあっては、それらを1枚にまとめることができる。
 - 2. 補助金に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。
 - 3. 次の資料を添付すること。(提出の場合は○を付けること。)

自動車リース事業者にあっては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書(写し)を含む 地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運用を委託 する場合等にあっては、使用許諾通知の写し等の自動車運送事業者が使用することを確認するに足りる書類

4.自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

補助事業者 様

大阪府知事

令和 年度万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業における 補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業における補助金(事業)の実績報告に係る事業の補助金の額については、大阪府補助金交付規則(昭和 45 年大阪府規則第 85 号)第 13 条及び万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業交付要綱第 14 条の規定に基づき、金 円に確定したので、同条の規定に基づき通知します。

大阪府知事 様

住 所 氏名又は名称 代表者氏名

令和 年度万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業における補助金支払請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知のあった標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

пС					
1.補助金額	金	円			
2. 受 取 人 (口座名義)	フリが ナ 住 所 (〒 - フリが ナ 氏 名	-)			
3. 振込先金融機関 及び支店名	銀 信用金 そ の (その	他	支店		
4. 預 金 種 別	当座預金	普通預金			
5. 口 座 番 号					

請求書の押印を省略する場合については、下欄に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を明記すること。

本件責任者:	連絡先:
担当者:	連絡先:

- (注) 1. 口座名義は申請者の住所及び氏名又は名称と同一とすること。
 - 2. 上記2. 以下の各欄は、通帳を確認のうえ、通帳の記載どおり確実に記入すること。
 - 3. 上記 3. は、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○をつけること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名(例:○○市農業協同組合)を記入すること。
 - 4. 上記 4. は、当座預金・普通預金のいずれかに○をつけること。

 番
 号

 年
 月

 日

大阪府知事 様

住 所 氏名又は名称 代表者氏名

財産処分承認申請書

年度万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、大阪府補助金交付規則(昭和 45 年大阪府規則第 85 号)第 19 条及び万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業交付要綱第 16 条第3項の規定に基づき、申請します。

記

- 1. 処分しようとする財産の明細
- 2. 処分の内容
- 3. 処分しようとする理由
- 4. その他必要な書類

連絡先	(担当者名)	(電 話)	(FAX)	
送付先	(郵便番号)		
住 所				

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。

また、住所を変更した際は速やかに大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課に連絡すること。

該当事項届出書

大阪府知事 様

私(当団体)は、大阪府補助金交付規則第2条第2号イ〜ハに規定する次の各号のうち、第 〇号に該当する者となったので、本書面を届出ます。

- 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」 をいう。)
- 2 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団 員」をいう。)
- 3 暴力団密接関係者 (大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」 をいう。)
- 4 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、 又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

〇〇年〇月〇〇日

住所(所在地) (団体名) 氏名(代表者)